

国際課税トピックス

1 インターネットと課税

コンピュータの普及とインターネット等のネットワークの拡大に伴い、電子商取引 (electronic commerce) に関する各方面における検討が進んでいる。インターネットは、プロバイダーへの経費及び通信料とコンピュータ購入費用を除けば、企業にとって設備投資費用を節約でき、非常に安価に利用できることから今後益々その利用が増加することが見込まれている。

電子商取引は、インターネット等の電子的な手段と技術を利用して、2以上の当事者が、財貨又は役務の提供を含む取引を行うことであるが、具体的に取引される内容は、商品販売、コンピュータ・ソフトウェア、画像、情報、金融機関のグローバル取引、オフショアバンキング等であり、特に情報サービスの分野において、電子商取引は、その特性を發揮するといえる。

現在、電子商取引に関して最も鮮明に政府の方針を公にしている国が米国であり、米国は、1997年7月1日付で、電子商取引に対する米国政府の方針を明らかにしている。米国政府は、インターネット等の情報基盤が、近い将来より発展することにより国民生活の各方面に多大な影響を与えるという認識に基づいて、政府の役割として、インターネットの発展は、民間主導で行うこと、政府が電子商取引に対して不必要な規制を行わないこと等を公表するとともに、インターネット上の取引について、米国は、関税の免税と新税を課さないとしている。

2 電子商取引と付加価値税

EUは、1977年に採択された第6次指令(77/388/EEC)とその後の修正指令により付加価値税の問題を取り扱っているが、域内における調整、域内と域外間の取引の二つの問題を抱えていること及び加盟国の歳入に占める付加価値税の比率が高いこと等から、この問題の解決を避けて通ることはできない。

電子商取引と付加価値税の関係において問題とされている点の一つを紹介すると、それは、インターネットを利用した通信である。EUの付加価値税の課税原則では、役務提供の場合、その役務が提供された場所の判定として、役務

インターネットと

提供者である企業の場所又は固定的施設の所在地に従うことになる。その結果、役務提供を行う事業者が、その所在地国において付加価値税を納付することとなっていた。

しかし、インターネットの利用者は、電話回線を利用することからプロバイダーまでの電話料金を支払うことにはなろうが、直接に、通話の双方が同じソフトを利用して遠隔地の相手と連絡することから、遠距離電話料金を支払う必要がなくなるのである。したがって、これまで電話会社に支払っていた電話料に係る付加価値税の課税ができないことになる。このような事

Topics of International Taxation

態に対処するための方法としては、EUは、遠距離通信に係る付加価値税の原則（引渡原則）を改めて仕向地において課税ができるようにこの原則を1997年に改め（97/200/EC）、加盟各国も、1997年中に国内法を改正し、施行した。次に、英国が、他の加盟国と同様に国内法を改正したことから、以下でその概要を述べることにする。

3 英国の遠距離通信に係る付加価値税の改正

英国では、EUにおける遠距離通信に係る付加価値税の引渡原則改訂に伴い、国内法の取扱いを改め、1997年7月1日以降、改正法が適用されている。

これまでの原則では、遠距離通信の提供者の

付加価値税

いる国における役務の提供、いわゆる引渡（place of supply）が行われたとする原則であったことから、EU域外の通信事業者によるEU域内の顧客へのサービスの提供は、付加価値税において不課税取引となっていたが、1997年7月1日の改正後には、その役務提供が、一定条件の下では、顧客のいる国において行われたことになったことにより、EU域外の通信事業者によるEU域内の顧客に対するサービスの提供も付加価値税の課税取引となった。

この改正による新しい原則は、第1に、通信事業者と顧客の帰属の場所、第2に、サービス

が実質的に使用される場所を基準（use and enjoyment provisions）である。すなわち、第1の原則は、通信事業者及び顧客の居住地国あるいは主として事業を行う場所等により判定を行い、第2の原則は、その使用地により判定するものである。したがって、第1の原則により、いわゆる外—外取引として不課税となるものであっても、第2の原則によりサービスの使用地が国内である場合は、その国に課税権が生じることになる。

4 インターネットと付加価値税の改正

今回の改正の対象となった遠距離通信の範囲には、インターネットを利用した情報の提供、コンサルティング等が含まれている。しかし、インターネット自体の利用は、すでに述べたように対価の支払いを必要とするものではない。したがって、上記の改正により、インターネット等を利用した情報伝達に対して、付加価値税が有効に機能するのかどうか定かではないが、そもそも、インターネットと「価値」とは相容れない関係にあるように思われる。付加価値税及びわが国の消費税も同様であるが、この種の間接税は、追跡可能な資産等を対象として、中間の介在者（例えば、税関等）が存在する場合に機能するように想定されている。今後は、この問題の推移を注目して見守る必要があるものと思われる。

日本大学教授

矢内 一好